

「久留米市ジョブプラザ」を核とした就労支援の推進について



久留米市長 檎 原 利 則

久留米市は、市政運営方針「中期ビジョン」において5つの重点政策のひとつとして「農・商・工業の元気づくり」を掲げ、地域産業の再生・活性化による経済活力の向上を図るため、中小企業への振興策の充実を図るとともに、新産業の創出や企業誘致による雇用の創出・確保に取り組んでいるところです。

平成20年秋のいわゆるリーマンショック後、急速に悪化した雇用情勢に対応するため、翌年2月には緊急雇用相談窓口を市庁舎内に設置し、いち早く、市民からの離職・再就職等への相談対応を始めました。

同年7月には、ジョブプラザの前身である求職者総合支援センターを立ち上げ、国による職業紹介と併せて市の就労・生活相談事業に一体的に取り組んできました。

こうした中、国のアクションプラン採択を受けて「久留米市ジョブプラザ」が平成24年4月にスタートしたわけですが、ジョブプラザに来所された求職者がハローワーク窓口から職業紹介を受けた後、続けて市の相談窓口で就労サポーターから応募書類の書き方について支援を受けたり、自らの適職について就労サポーターに相談した方が、アドバイスに基づいてハローワークで紹介状をもらうなど、一体的実施に基づく連携した取組が行われています。

平成24年度は、年間で約1万8千人の市民にご利用いただき成果を上げていることから、今後とも、一体的実施のメリットを活かして国と効果的な連携を図りながら、ジョブプラザの機能を最大限に發揮しつつ、一人でも多くの方が就職できるよう、取り組んでまいります。

生活保護受給者等就労自立支援事業における就労支援の推進について



久留米市長 楠原 利則

久留米公共職業安定所(ハローワーク久留米)と本市の福祉事務所が一体となった新たな就労支援の取り組みとして、平成26年2月10日から『ハローワーク久留米相談窓口(自立促進事業常設窓口)』がスタートしました。本市が実施する福祉施策とハローワークが実施する就労相談・職業紹介をワンストップで提供する窓口を福祉事務所に設置することにより、生活保護世帯等の求職者の利便性の向上と就職の促進を図るものです。

具体的には、福祉事務所に生活相談に来られた方や生活保護受給者や児童扶養手当受給者等を対象に、福祉事務所内に設置した常設窓口で、専門職員によるワンストップ型の就労支援を実施します。本市には、同じ庁舎内に「久留米市ジョブプラザ」という一般的な就労相談や紹介を行う就労支援窓口がありますが、今回設置した窓口は、対象者の個々の状況に応じた支援プランの作成から、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、ニーズに応じた職業紹介、求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップまで、より極め細やかな就労支援を実施していきます。あわせて、他の福祉施策の適用や生活上の課題解決も図っていきます。

本市と国が連携して実施するこの事業は、生活困窮者への早期支援の徹底、求職活動状況の共有化など就労支援を抜本的に強化することで、就労による自立を促進するための力強い支援モデルになると確信しています。